

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案 (そ の 2)

令 和 7 年 9 月

鳥 栖 市

9 月市議会定例会議案一覧表

議案甲第 4 3 号	鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……	3
議案甲第 4 4 号	工事請負契約の締結について……	5
議案乙第 2 5 号	令和 6 年度鳥栖市一般会計決算認定について……	別冊
議案乙第 2 6 号	令和 6 年度鳥栖市国民健康保険特別会計決算認定について……	別冊
議案乙第 2 7 号	令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計決算認定について……	別冊
議案乙第 2 8 号	令和 6 年度鳥栖市産業団地造成特別会計決算認定について……	別冊

議案甲第43号

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号 <u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改

正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(虐待等の禁止) 第 1 3 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身 に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 1 3 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者 の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 0 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第44号

工事請負契約の締結について

鳥栖スタジアム夜間照明施設LED化工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 鳥栖スタジアム夜間照明施設LED化工事 |
| 2 契約の金額 | 396,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 鳥栖市蔵上町699番地1
株式会社シグマ鳥栖営業所
所長 松本弘之 |
| 4 契約の方法 | 随意契約 |

上記の議案を提出する。

令和7年9月10日

鳥栖市長 向 門 慶 人